|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｂ－12

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日　執行 |
|  | 　選挙 |

投票立会人必携

|  |  |
| --- | --- |
|  | 選挙管理委員会 |

 |

|  |
| --- |
| **投票立会人必携**　あなたは、投票立会人として選任されました。既に御承知のとおり、選挙の投票事務は、厳正確実に行うことが要請されております。　このような趣旨に御留意の上、次の事項を参考とされ投票事務の円滑な進行に御尽力願います。**１　投票立会人の性格**投票立会人は、**選挙人全体の代表**として、投票所の責任者である投票管理者のもとにおいて投票事務の執行を監視することにより、選挙の**公正確保**に努めなければならないことになっております。**２　投票立会人の主な職務**(1)　投票手続に立ち会うこと。(2)　次の場合の決定権は、投票管理者にありますが、意見を求められたときは、意見をのべること。ａ　投票を拒否するかどうかについてｂ　代理投票を拒否するかどうかについてｃ　代理投票の補助者の選任についてｄ　不在者投票を受理するかどうかについｅ　受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに拒否するかどうかについ(3)　選挙人が投票を拒否されたこと又はされないことについて異議をのべること。(4)　選挙人が代理投票を認められたことについて異議をのべること。 |

|  |
| --- |
| 1. 交替した投票立会人にあっては、交替時に引継書に署名すること。
2. 閉鎖時において選任されている投票立会人にあっては、投票箱の閉鎖

に立ち会うこと。1. 閉鎖時において選任されている投票立会人にあっては、投票録に署名

すること。1. 投票立会人のうち１人は、投票箱の一の鍵を保管し、投票管理者と

ともに投票箱を開票管理者に送致すること。（期日前投票の立会人にあっては、投票箱の一のかぎを封印すること。）1. その他意見を求められたときに意見を述べること。

※　期日前投票所及び指定関係投票区においては、２(2)ｄ及びｅの事務は行いません。不在者投票について、市区町村の選挙管理委員会が特に指定した投票区（指定投票区）がある場合は、指定投票区において他の投票区（指定関係投票区）の不在者投票についても一括して受理・不受理の決定を行うこととされています。**３　投票立会人の留意すべき事項**1. 投票所の場所を確認してください。
2. 指定された時間までに投票所に参会してください。
3. やむを得ない事情で参会できないときは、速やかに選挙管理委員会

に連絡してください。1. **印鑑**（認印）を持参してください。
2. 職務中やむを得ず席をあけなければならないときは、必ず投票管理

者に申し出てください。1. 職務中は、き然とした態度で臨み、みだりに私語したりメモをとる

等の行為は、選挙人の不信を招くおそれがあり、円滑な投票事務の進行を阻害しますので、行わないでください。 |